

部内資料

婦人関係資料シリーズ
参考資料第五二号

社会教育法の改正に関する資料

第二号

労働省婦人少年局

社会教育法改正に関する資料

昭和三十三年十一月

は し が き

さきに社会教育法改正に関する資料として、年表、今次改正案、提案理由説明等をまとめたのにひきつづき、ここにはその改正案についての各方面の意見、憲法第十九条の解釈に関する法制局その他の意見、関係法規等、をとりまとめた婦人少年室の参考に供します。

昭和三十三年十一月

婦人少年局

目次

一 社会教育法今次改正案についての各方面の意見

ノ 日本社会教育学会の意見

ニ 参議院文教委員会における各氏の意見

ト 第十三条の削除について

ロ 社会教育委員の权限について

ハ 社会教育主事の必置制について

四 社会教育主事の養成について

三 婦人団体等の声明

ニ 憲法第八十九条の解釈に関する意見

ハ 法制局の意見

ニ 各氏の意見

ニ 教育、社会教育、社会教育関係団体の解釈

——法令、通達等よりの抜萃——

四 補助金交付等に関する法令

ハ 公金支出の禁止（原則）

ニ 補助金の交付（原則）

一 一 二 三 六 七 八 九 一 二 三 三 三 三 四

- 3. 社会教育法その他の法令に基く社会教育関係の補助援助 四〇
- 4. 補助金等の臨時特例 五〇
- 5. 補助金等に係る予算の執行 五三

一 社会教育法今次改正についての各方面の意見

1. 日本社会教育学会の意見

社会教育を振興するため大学の役割は研究、教育の両面にわたつて、さうわめて重要なものである。したがつて社会教育主事の養成は現行法どおり大学が行うことが正当である。しかるに改正案では社会教育主事の養成に關し、大学の主体性を無視し、文部大臣が独自に養成する道をひらいたのは改悪である。

社会教育委員はこれまで教育委員会に対する助言機関にすぎなかったが、改正案では青少年教育に關し、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができるといふ直接の権限を与えている。これは、地方政治に直接関係関係のある社会教育委員が少くない現状のちとにおいて、社会教育の中核性をあやうくするおそれがある。

改正案は市町村に社会教育主事を置くこと、公民館に主事を必置すること、公民館の設置および運営上必要は基準を定めること、国の規制をつよくうちどしているが、社会教育の財政面については、現行法が公民館、図書館、博物館を設置する市町村に対し、国は予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要は援助を行うとあるのに、改正案では予算の範囲内において補助することができると改められ、国の財政上の責任は現行法よりむしろ不明確になっている。

改正案では才三茶を削除し、しかも提案理由にもその説明をならん明示していない。

い。この点は憲法第八十九条との関係において、とくに重大な疑義がある。
2. 参議院文教委員会における各氏の意見（第三十回国会参議院文教委員会議録第五号
及び六号による）

（一）第十三条の削除について

田上穂治（参事、一橋大学教授）

（1）憲法の規定は、現実の場合に解釈ができる。それは、教育事業の定義であるが、八
九条は、宗教関係では、「宗教上の組織若しくは団体の利用、便益若しくは維持の
ため」のその利用に供してはならないと定めてあるが、教育については、「団体し
てはならず、」教育の事業に對して、その利用に供してはならないとある。

（2）社会教育は第十三条は社会教育関係団体に對しての禁止規定であるが、憲法八九
条によつて、団体そのものが補助金をもらえないというのでなく、その団体が行う
事業によつて考えるべきではないか。

（3）社会教育関係団体の事業には、教育事業そのものとそれ以外の事業はあつても教育事
業ではないものが相当ある。教育事業でない方に對して、補助金を出すことは憲法
違反ではない。該当する場合は社会教育法や二三条を削つても、補助金は出せない。
（4）改正案が成立して、教育事業以外の面に補助金を出した場合、補助金等の予算執
行の適正化法、これに基く監督が当然考えられるが、この程度の適正化法の監督程
度であれば、教育関係事業について政治的的中立性を侵し、憲法の精神に反するも

のとは思われない。

国民の税金を最も能率的に正しく使うために、監督を加える。監督が加えられるか
ら政治的に色がつくのであつて、だから憲法違反であるという結論はとらない。

（5）社会教育団体であるから、その事業は教育事業であるというつもりはない。今の
社会教育団体の行う事業について個別的に検討して、計画的に引續いて継続して、
精神、肉体の育成をはかつていく、そういうための事業が、この憲法でいう教育事
業というふうに考えている。

（6）憲法八九条については、教育事業というものを狭い意味に解釈するのが正しいと
思う。

福田繁（政府参事、社会教育局長）

（1）田上教授の所論——憲法八九条の、教育事業に該当すれば出せない、それ以外の
ものには出せる——に近い解釈を政府部内においても、従来とつてゐる。

（2）昭和三十三年二月二十二日付では制局第一部長から、憲法八九条の教育事業に關
連しての見解を出してもらつてゐる（教育事業以外の事業にたとえば啓蒙宣伝、団体
間の連絡調整、社会教育に關する相談、圖書、記録、視聽覚教育資料等の一般の講
習に利用、資料の展示会等の事業には補助金を出しては差し支えないというは制局の
見解）

（3）このは制局の見解にもとづいて、十三条の規定にかかわらず補助金を出し得ると

いう法律改正案をさきの国会に提出し、

西崎 恵（参事、社会教育審議会副会長）

戦前は、政府から出る補助金が呼ば水と云つて、民間からの寄付金等も集つて、社会教育団体の活動の基礎を固めて来た。十三条に補助を禁止したことは愚法である。社会教育の団体はあくまでも自発的に発生したもので、自主的に運営されて、役員、幹部は、政府が任命しているのでもなく、人件費を出しているのでもないから、しかも十三条に明記してあるのだから、文部省が統制力を及ぼさうという考えがあるとしたら、補助金を返上するようなら、現在の社会教育団体をやっていると云う。

吉岡 昇（参事、お茶の水女大教授）

十三条問題を考える場合に、十二条と十三条が一連のものであることは考えておかねばならぬ。十三条が自主性を規定しているのに対して、十三条では金を出してはいけないという規定を出している。従つて、十三条を取ることは、当然社会教育の中立性を弱めることになる。社会教育といふものは、えさとして政治的な問題と混同するおそれのある分野である。あくまで政治的な中立を守るとすれば、別に官僚統制や、政党支配を避ける法律があつて初めて十三条は削除できるものでないか。

高田 厚子（参事）

十三条削除ということは、時の政府に歩調を合せるよう各諸団体に対しては、補助金に及ばないが、さるものに対しては、補助金の交付が打切られる。切られるということは、その団体の活動が過激していくということであつて、時の政府のさしつかへによつては、重大な教育の中立性が、行政面から侵される危険が有るという。

奥野 昭一（参事、日青協副会長）

問題は補助金を出すか否かではなく、いつにても必ず公平に出すかという。出しがたにあるというのが現状ではないか。補助金を出すなら、民間人で構成した政治、行政のワケから離れた、公正中立な機関を設けて、この機関を経由して各団体に公平に補助金を分配する。そのために、まず立法措置をして、しかも後に補助金凍止規定の条項を削除するのが順序である。

坂田 修一（参事、日本青年館常務理事）

補助金が適正に交付せられるために適切な審議機関、または関係団体代表者による受入れの協力機関の設立を希望する。

田上穂治（参事、一橋大教授）

政府から全く離れ、秘密の意味の独立の機関とすると、やはり国会との関連において、その責任を明らかにするものが困難であるから、その点中間に在るものとして、いかに審議会的なものと、そのメンバーは十分に公正な立場で考えて設けることについて、は適當と思う。

(二) 社会教育委員の权限について

直野昭一（参事、日青協副会長）

① 青年教育に關する特定事項に關し、助言と指導が与えられるという、直接の权限が与えられるという改正案であるが、これでは、求めに応じて助言するという社会教育関係団体に対する行政機関側の基本的な原則を、いふ破つたものである。

② むしろ、社会教育委員は、教育委員会に対して強い発言力をもつというこの方が本筋である。

吉田 昇（参事、お茶の水大教授）

① 社会教育委員の性格は、非常勤職員で、専門的教育職ではなく、地方公務員としても教育公務員としても保障もないし、責任もない。

② しかし、それと、その経験、学識を生かして社会教育に役立っている。本亦助言機

関であるものを、直ちに実施機関にするという改正案のこの点は非常に重要な問題点の上つである。

③ 「昭和二十七年社会教育の現状」(文部省)の中でも、社会教育委員に、いふなり実践的機能をもたせることは間違ひである。社会教育委員が動けないというのは、权限が狭いからでなく、實際にその助言が実施されるようない機構が十分に整っていないからだ。社会教育委員の機能の強化は、本来実践活動をする公務員の早急な充実に整備を行うことによらなければならぬ。と書いてある。この考えを正しいと思う。

④ 助言機関としては社会教育委員が、実施機関としては社会教育主幹がそれぞれ行つべきだ。このようには混乱は避けなければならぬ。

(三) 社会教育主幹の必置制について

直野昭一（参事、日青協副会長）

市町村に社会教育主幹を必置することと、公民館を充実整備するという点はいか、財政的な裏づけが非常に弱い。現行法では市町村に対し、国の予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要の援助を行う（三、五条）と書いてあるが、改正案では予算の範囲内において補助することができるとなっており、国の財政上の責任は現行法より弱くなっている。

吉田 昇（参事人、お茶の水大教授）

お金が出るという保証はない場合に、主事を配置するとなれば、現在社会教育の活動面に出さねている費用が主事の人事費に食われ、かえって増減されるおそれがある。

(四) 社会教育主事の養成について

真野 昭一（参事人、日育協副会長）

文部大臣が独自の養成の道を用いた点に疑問をもち、政党大臣である文部大臣の考案が何らかの形で入つてくる。教育の中核性を脅かすのではないかと。

吉田 昇（参事人、お茶の水大教授）

① 教育専門職というものは、一つの専門であるから、大学出ておなくてもオカで作るという議論には賛成できない。大学における専門的な教育を受け、主事が増えることを期待する。

② 学校における教員の養成にもぜひ社会教育の講義をさせたい。これを早急に実施して、各地の大学に社会教育の講座をおく方々の大学から集まれば、主事の養成は不可能ではない。

③ 現在大学の講座が不足であることは認める。それだけに社会教育を振興するおら

ば、当然大学の講座の拡張に力を入るべきであつて、どちらが原則であるかというところを、逆転させるべきでない。

婦人団体等の声明

声 明 書

私共は、いま国会において審議中の社会教育法改正案は、社会教育の基本である、政党への中核及び社会教育関係団体の自主性を犯すおそれがあるものと認めますので、この改正に反対いたします。

昭和三十三年十一月七日

教育で結ばれた母の会

社会教育研究学生連絡協議会

全日本婦人団体連合会

御道連主婦協議会

日本基督教婦人矯風会

日本婦人有权者同盟

婦人人權擁護同盟

母の会

主婦連合会

東京基督教女子青年会

日教組婦人部

日本婦人平和協会

日本母親大会連絡会

婦人民主クラブ

二、憲法第八十九條の解釈に関する意見

法制局の意見

憲法第八十九條の解釈について

昭和二十四年二月一日法制局調査ニ答ハハ号

連絡調整事務局次長あて法務調査意見返官回答

（要旨）憲法第八十九條に「公の支配」に属しない事業とは、その事業の構成、人事、内容および財政等について公の機関から具體的に発言指導または干渉されることなく、事業者が自らこれを行うものという。

問題

（一）憲法第八十九條の立法趣旨特に「公の支配に属しない」とは如何なる意味であるか。
（二）官公立の学校の施設を宗教団体、公の支配に属しない慈善団体、又此団体等の講演会に使用させることは適法であるか。またはこれを適法とする条件如何。

回答

（一）憲法第八十九條は、その前段において宗教上の組織もしくは団体の使用、便宜もしくは維持のため、後段においては公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対してそれら公金その他の公の財産を支出し、もしくは利用に供しなばならないと定めている。先ず前段においてその立法趣旨を考察するに、憲法第八十九條は宗教の自由を保障することと、国及その他の機關の宗教的活動を一切禁止するたと宗教の分

離を宣告している。この政教分離の原則は当然國家の宗教団体に對する援助の禁止を含むものであつて、憲法第八九条前段の規定はその旨を財政面から明確にしているものである。次に、同条後段の規定は左に述べる趣旨に出するものと解する。

「一般に慈善教育もしくは博愛の事業は、これを民間人が行う場合、つとめて公の機關からの干渉や制肘を排して、民間人たる事業者自身の創意と責任において、成つてその者自身の費用をもつて行われるべきものである。またこれらの事業はややもすれば特定の宗教や社会思想等に左右され易い傾向があることはその性質上を分認めうるところである。勿論このような傾向自体を好ましくないといふものではなからぬが、このような傾向にある事業に對して公の機關が援助、特に財政的援助を与えることは次のやうな理由の事實の原因を生むに至ると考えられる、すなわち、公金がこれらの事業を援助するという美名の下に浪費されること、公の機關がこれらの事業に不当な干渉を行う動機を与えること、あるいは政教分離の原則にもとること、さらにはこれらの事業が時々の政治勢力によつて左右され事業の本質に反するようになること等がそれである。こうした事態は回避せねばならぬので憲法はこれらの事業に對する公金その他の公の財産の支出、利用を禁止しているのである。これに反して、これらの事業のうちには自公立のものも存在しているように公の機關がこれらの事業を行うことは何等差支えなく、さらに公の機關が自ら事業を行つてゐるような實費を興えてゐるものの場合にあつては、これに對して援助を与えることは格別支障もないところである。」

である。この政に憲法は「公の支配」に屈しないこれらの事業に限つて公金の支出等を禁じているのである。

右に述べた趣旨からすれば、憲法第八九条にいう「公の支配」に屈しない事業とはその構成、人事、内容および財政等について公の機關から具體的に發言、指導または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものといふのである。

(二) 憲法第八九条は公の財産を宗教団体等の利用に供することをも禁止しているが、あらゆる公の財産の利用を禁止しているものであろうか。例えば、宗教団体が公道をその行事に、公の支配に屈しない慈善事業がその事業のため国有鉄道を一般人と同様の条件で利用することはできないのであるが、公道は國民が營造物を利用するときのやうに、契約によることなく、また公共物使用権といふ権利に基く使用の場合のやうに使用の結果としてでもなく、広く國民に對し自由に使用させることを本来の目的としているものである。また現在の国有鉄道は私人も行はうる企業を國が經營しているものであつて、國民は私人も自由にこれを利用しうるものである。しかしこれらを利用させることは、別にその利用者を援助することにはならない。従つて宗教団体等に就しこれらの財産、換言すれば直接公共の用に供し、あるいは企業用に用いられる公の財産を利用させることは、これを憲法が禁止しているものではない。ところが官公立学校の施設はいわば公用財産に属するものであつて、学校の施設等の利用は一般私人に広く認められてゐるものでなく、公共のためという特定の条件あるときに限つ

てその利用を認められているに過ぎない。(へ学校教育法カハ五条) この場合特定の私人に対しその利用を認めることは、利用者に対し何等かの意欲や援助を与えることになるのであるから、憲法カハ九条はこのような利用を禁止しているものと解すべきである。従つて宗教団体等に対し官公立学校の施設を利用させることは許されないとわねばならない。

しかし乍ら、公の機関の主権にかかわる公共のための講演会(宗教的運動を除く)等に慈善団体、教育団体等が加わっているとき、あるいは文化団体のうち、例えば音楽文化団体等慈善教育もしくは博愛の事業でないものが、公共のために講演会、音楽会等を行う場合はこの限りでない。ただし前者は、公の機関の行事であるからであり、後者は、行事の主体が憲法カハ九条を適用されるものでなく、しかもその行事が公共のために行われるものの場合には、学校教育法カハ五条が官公立学校施設の利用を認めているからである。

(照会文)

昭和二十三年一月四日

ハ二行カ五三号)

法務省裁官局長殿

連絡調整中央事務局カ二部長

地方自治法カ二二条ならびに憲法カハ九条の解釈に関する件

今般カ一軍田軍政部長官から京都連絡調整事務局に対し、公立学校の建物を放課後あるいは休日等学校の業務の妨げとならない時向に宗教懇談会等に使わせしめることは地方自治法カ二二二条に違反するかどうか、日本側の権限ある見解を聞きたい旨申出があった。ついで憲法カハ九条、地方自治法カ二二二条および学校教育法カハ五条等の規定との関係において左記の諸点について貴庁御意見至急御指示煩わしい。

記

- (一) 憲法カハ九条の立法趣旨、特に「公の支配に服しない」とは何なる意味であるか
- (二) 官公立の学校の施設を宗教団体、公の支配に服さない慈善団体、文化団体等の講演会等に使わせることは適法であるか、またはこれを適法とする条件如何

憲法カハ九条にいう「教育の事業」について

昭和三十三年二月二三日法制局一発カハ号

又御省社会教育局長あて法制局カ一部長回答

「要旨」 憲法カハ九条にいう「教育の事業」とは、人の精神的又は肉体的な育成をめざして人を教養導くことを目的とする事業、すなわち教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者を教養

導いて計画的にその目標の達成を図る事業であつて、社会教育法第一〇条に規定する社会教育関係団体の事業であらばただちにその「教育の事業」であるとする
ことはできない

一 問題

(4) 社会教育法へ昭和二十四年法律第二〇七号（第一〇条に規定する社会教育関係団体の行う次の事業は、憲法第八九条にいう教育の事業（以下単に「教育の事業」という）に該当するか

- 1 図書、記録、視聴覚教育等の資料を収集し、作成し、社会教育関係団体相互の相互で貸借する事業
- 2 社会教育（社会教育法第二条に規定する「社会教育」という。以下同じ）活動の普及、向上又は奨励のためにする社会教育関係団体若しくは一般人に対する援助若しくは助成又は社会教育関係団体間の連絡調整
- 3 機関紙の発行若しくは資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓蒙の活動又は社会教育に關し相談に応ずる事業
- 4 圖書、記録、視聴覚教育資料を公衆の利用に供する事業又は資料展示会若しくは展覧会の開催
- 5 競技会、体育大会又はレクリエーション大会の開催
- 6 研究会、讀書会、鑑賞会、講演会又は講習会を開催

7 社会教育に必要な専門的、技術的指導者の養成

(5) 青年団又は婦人会等の団体において、会員が、相互に問題をもちより、自主的に学習する活動は、教育の事業に該当するか

(6) 京阪上々の組織又は団体以外の団体で公の支配に服しないものが、その事業の一部として附随的に教育の事業を行つてゐる場合、その団体の行う教育の事業以外の事業に對して国又は地方公共団体が補助金と支出することは憲法第八九条に抵触するか

二 意見及び理由

(4) 教育の事業とは、人の精神的又は肉体的な育成をめざして、人を教へ導くことを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者との存在を隔れてこれを考えることはできない（昭和二十四年五月三〇日法務庁調査ニ答フ第三一五号参照）。すなわち教育される者についてはその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者も教へ導いて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業といふことはできないのであつて、もとより人を教へる行為が介在せず、ただかうして教育する者及び教育される者の存在しない事業はむしろ人のこと、人を教へる行為が介在していても、單に人の知識を豊富にしたり、その関心をだかめたりすることとを目的とするだけの事業であつて、教育される者について、その精神的又は肉体的な育成を図るべき目標があつて計画的にその達成を図るものでないものは、教育の事業には該当しないものと解される。

と二つで社会教育関係団体の行う事業である。この故をもつてその事業から立ちに右にいう教育の事業に該当するものと解すべき特段の理由は存在しないから、社会教育関係団体の行う事業が教育の事業に該当するかどうかは、それらの事業について個々に判断するほかないものといわなければならない。この観点からか尋ねの問題を検討してみよう。

(1) 一から五までに掲げる事業は、あるいは、もともと人を教える行為の介在を欠き、あるいは、その行為の介在はあつても、教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標及びその計画的な達成という要件を欠いているが故に、社会教育関係団体によつて行われる場合であつても、いずれも、教育の事業に該当しないものと解してよいであろう。

(2) 六及び七に掲げる事業は、種々の形態で行われることがありうるもので、前記の教育の事業の概念にてらし、それとれ具体的場合について判定すべきもので、一律に決定することはできないが、たとえば、社会教育関係団体が特定の受講者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、講師を委嘱して受講者と指導させる等の方法により、計画的にその目標の達成を図るものであれば、研究、読書、鑑賞、指導させる等の方法をとると、研究会、読書会、鑑賞会、講演会、講習会その他いかなる名称を用いるとを問わず、教育の事業に該当するものと解すべきであらう。

(4) 青年団又は婦人会において会員が相互に問題をもちより自主的に学習する活動は、このに掲げる事業とおおむね同様と考えてよいであろう。すなわち、前記の教育の事業の概念にてらし、それとれ具体的場合について判定すべきであるが、たとえば青年団又は婦人会の会員についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、その目標を達成する手段として自主的な学習活動という方法を定め、その方法を指導しつつ計画的にその目標達成を導くような場合には、その事業は、教育の事業に該当するものと解すべきであらう。ただし、人を教える行為とは、必ずしも講義をい、問題を提起し、解答を与えるというような形態によるもののみをいうものではなく、その他の形態によるものであつても、それ自他に教える導くという積極的な意義の認められるものは、これに含まれると解するのを相当とすると考えられるからである。

(5) 意匠八九条は、宗教上の組織又は団体について、その事業のいかんを問わず、公金を当該組織又は団体の使用、便益、又は維持その他のもののために支出する等のことを禁止しているのに反し、公の支配に属しない慈善、教育又は学術の事業については、事業そのものに着目して同様の財産上の援助を禁止している。したがつて、お返し、団体が宗教上の組織又は団体でないことが明らかである以上、その団体の行う慈善、教育及び学術の事業以外の事業に対して国又は地方公共団体が補助金を支出することは憲法八九条の禁止するところではないと解される。

法制局第一部長殿

憲法第八十九条にいう教育の事業について

憲法第八十九条にいう教育の事業に關し、左記のことについて貴職の見解を至急御回答下さるようお願いいたします。

記

1. 社会教育法第一〇条に規定する社会教育関係団体の行う次の事業は、憲法第八十九条にいう教育の事業に該当するか。
 - (1) 研究会、読書会、鑑賞会、資料展示会、展覧会の開催またはこれらへの参加
 - (2) 機関紙の発行または資料の作成、配布並びにこれらの方針によつて行う社会教育（社会教育法第二条に規定する「社会教育」という以下同じ）に關する宣伝、啓発の活動
 - (3) 競技会、体育大会、レクリエーション大会等の開催
 - (4) 講義会または講習会の開催
 - (5) 図書、記録、視聴覚教育の資料等について、その収集、作成、提供または相互貸借を行う
- い、一般公衆の利用に供しおよび利用のための相談に応ずる事業

- (6) 社会教育諸活動の普及、向上のための関係諸団体との連絡調整または関係諸団体もしくは一般人等に対する援助もしくは助言
- (7) 社会教育諸活動の普及、奨励のための関係諸団体または一般人等に対する専門的、技術的指導並びに社会教育の事業に必要な専門的、技術的指導者の養成
2. 青年団、婦人会等の団体に於いて、会員相互が一定の問題をもちよりそれを共通の問題として自主的に学習していく教育活動を行う場合、当該活動は憲法第八十九条にいう教育の事業に該当するか。
3. 公の支配に属しない団体が、その事業の一部として附随的に教育の事業を行っている場合、その団体の教育の事業以外の事業に対し、国または地方公共団体が補助金を支出することは、憲法第八十九条に抵触しないものと解して是をえなうか。

理由

憲法第八十九条は、公の支配に属しない教育の事業に対し、公金その他の公の財産を支出し、またはその利用に供することを禁止している。

いかして、本条にいう教育の事業については、さきに昭和二十四年五月三〇日付法務省訓令二九六号により「教育の事業とは、人の精神的または肉体的育成をめざして人を教養することを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者の存在なくしてはこれを考えることはできない」と明かにされている。

しかるに、社会教育の分野においては、社会教育法第二条において「この法律で社会

「社会教育」とは、学校教育法に基き学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」と規定されており、社会教育活動の態様は著しく多岐に及び、その内容を含むものといわなければならない。

従つて、社会教育法が対象としてゐる社会教育の事業は公金の支出等の見地において規定されてゐる憲法第八十九条にいう教育の事業の範ちゅうとは少なからずその領域を異にするものを含むものと解されるので、本文のとおり照会するものである。

2. 各氏の意見

憲法八十九條（公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは雑費のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。）の後段に關する各氏の意見（著書よりの採擇）

岡沢俊義著 日本国憲法（日本評論出版社）

「公の支配」とは、国又は地方公共団体の支配の意味である。「支配」とは、その事業の予算を定め、その執行を監督し、さらにその人事に關与するなど、その事業の根本

的方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力を有することといふ。かならずしもその事業の日常の運行において、具体的に、個別的に指揮する権能を含むわけではない（注本条にいう「公の支配」の实例としては、現行法で、学校法人、社会福祉法人がある。）国または地方公共団体は、右の例のように、単に「報告」する権限を有するだけで、私立学校なり、社会福祉法人なりが、本条にいう「公の支配」に属するといえるかどうかは、疑わしい。ここにいう「公の支配」に属する、といふためには、国又は地方公共団体が単なる「報告」的権限だけでなく、慈善等の事業の根本方向を動かすような権力をもつてゐることが必要であらう。（七七四頁）

「教育」の事業とは、教育とその主たる目的とする事業をいう。

イ、「教育」の事業とは、主として、学校事業をいうが、しかしかならずしもそれにかぎるわけではなく、ひろく社会教育に關する事業も、それを含めて解してよからう。社会教育法では、社会教育とは、学校教育法にちとすき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）をいう（学校教育法二条）と定めてゐるが、そういう社会教育事業は、やはり本条にいう「教育」の事業に含まれると解すべきである。本条の趣旨からいって、ここにいう「教育」の事業とは、学校教育の事業にかぎるとする理由はないようである。（七七四頁）

「事業におし」とは、その事業の利益にまで、すなわち、特にその事業を援助する効

果をもつて、の意味である。特に事業そのものを援助する効果をもつて公の財産を支出し、または利用に供することを禁ずる趣旨であるから、たとえは、日本国有鉄道が私立学校の学生に、学生割引の恩典をよめたり、国立博物館等が、同じく私立学校の学生に、一般学生と同じく安く入場させたりすることは、もちろん本条に關係は石ない。また日本国有鉄道が、ある宗教の祭日に、競馬の行われる日に行うのと同じような意味で、特別列車を出すことも、もちろん本条に關係はない。(七四三頁)

福田正次著 憲法提要 (有斐閣)

憲法第八十九条は「公金その他の、又はその利用に供してはならない」と規定して、公金その他の公の財産を特定の目的のために使用することを禁止している。(七四三頁)

次に、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、公金を支出したり、公の財産をその利用に供してはならない。一般に慈善、教育若しくは博愛の事業に国が物貨的援助をすることは、政治事業として国が補助金を交付する場合と異り、主旨をわめて結構のように見える。しかし、この慈善、教育若しくは博愛の事業が、或は一党派或は一宗派に偏するなど、非民主的、又は反公共的に運用されるべきである場合、これに対し、公金を支出したり、公の財産をその利用に供するようなことは、たとえ単に浪費を招くに止らず、その結果は悪に及ぶべきものがあるのである。故に慈

善、教育若しくは博愛の事業に対しては、これらが公の支配に属する。すなわち国の特別の監督に服して、非民主的又は反公共的に運用されるおそれがない場合に限って、国の物貨的援助を与え得ることをしているのである。故に、例えば私立学校や慈善団体に對して、國が特別の監督をすることによつて補助金を支給するが如きは、當然許されるのである。慈善、教育若しくは博愛の事業の外にいるもの私營事業に對する國の公金の支出等については憲法に何らの規定がないが、特別の必要がある場合はこれを許さぬ主旨ではないであらう。しかし、かような事業が公の支配に属する場合に限つて國の物貨的援助が与えられるべきものであると解すべきことは明白でない。

佐々木惣一著 改訂憲法大義 (有斐閣)

公金その他の公の財産は、東京上の組織もしくは団体の使用、俵給もしくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならぬ。又公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならぬ。或る事業が公の支配に属するとは、國家が、その事業の遂行せられることが、國家の目的を達成するに役立つたものとして、これを規制していることである。必ずしも國家自身が經營しているというものをいうのではない。

美濃部達吉著 新憲法逐条解説 (日本評論社)

私設の慈善、教育、博愛事業に對しても、国又は地方公共団体から、此の如き特別の財産的利益を提供することを禁止する旨が、本条(八十九條)後段に規定せられてゐる。此等は最も國庫の補助を受けるに適する事業のようであるが、動もすれば表面に此等の名義を假借して不當に國庫の補助を求めんとする傾向を誘ひ易いために、本条は特に之を禁止し、此等の目的のために國庫金を支出する場合には、國家が自らその事業を統理すべきことが要求せられてゐるのである。

田畑 忍 憲法學原論 (有斐閣)

憲法八十九條は、支出についての禁止規定であることは明らかであるが、全面的の禁止規定ではない。即ち、同規定中の「公の支配に属する」というのは、決して國家自身の経営的支配を意味するものではなくて、國家の支配の下に法的その他の規律を受けてゐるということの意味するからである。従つて、國家の直接の經營に属するものはもちろん、また公營のものも、私營のものも、國家の支配の下に法的その他の規律を受けるものは、すべて憲法にいわゆる「公の支配に属する」ものである。故に例えは、いわゆる私立学校も一般には公の支配に属する教育事業であるから、これに對して公金その他の公財産を支出し、又はその利用に供してもよい、といふことになる。

大石義雄著 日本國憲法逐条解説 (有信堂)

本条(八十九條)は、公金その他の公の財産使用の制限に関する規定である。

カ一 公金その他の公の財産の意義——省略

カ二 公金その他の公の財産の用途制限

憲法上、公金その他の他の財産は、(一)宗教上の組織もしくは団体の使用、便宜もしくは維持のため、(二)又は公の支配に属しない慈善、教育、もしくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない、公の支配に属しない慈善、教育、もしくは博愛の事業とは、直接又は間接に國家又は公共団体の管理に属しない慈善、教育、もしくは博愛の事業ということである。それ故に例えは学校教育法に基いて設立された学校であれば、私立学校の行ふ教育の如きも、これに属しない。従つて、國家又は公共団体が私立学校に補助金を供与する如きは、憲法上差支えない。

公産の管理

公産が適正に管理されることは、国民の負担に密接な関係がある。そこで、公産の管理について国会その他の機関による民主的コントロールが必要である。

国の財産の管理は、すべて法律による（財政法九条、国有財産法二条）。

地方公共団体の財産の管理も原則として、地方議会の議決にもとづく必要がある（地方自治法二〇八条以下、九六条以下）。

憲法は、この点につき、特に「公金その他の公の財産は、これを支出し

又はその利用に供してはならない」（八八九条）と定めている。これを参照し、地方自治法二二二条）その前段は、いうまでもなく、信託の自由の原理を保障するためであり、

後段は、私的財産に對して不当に公力の支配がおよぶことを防ぐためである。私立学校に對して、補助金を支出することとをみとめるが、それが憲法八八九条に違反することとをさけるため、補助金を受けける私立学校に對する都道府県知事または又

都大臣の監督がある範囲とみとめている。（八五九条）社会福祉法人についても同じように補助金を支出することがみとめられる。（社会福祉事業法五六条）

国家学会編 新憲法の研究（財政制度）（杉村春成）（有斐閣）

第八九条は単に宗教に對する財産上の特別保護の禁止を規定するのみでなく、その後段に於て宗教の慈善、教育、博愛事業に對する國家又は地方団体よりの特別財政的保護を禁止する。これは宗教の自由と直接関係はないが、此種の名義を利用して特殊の私設団体が不当な財政的援助を受けることの弊を防止するための規定と思われる。

堀山政道編 新憲法講座（財政）（井澤半弥著）

四、公共団体の支配下にない民間の慈善、教育、博愛の事業に對し、公の財政からかかる援助を与えることはとく事業援助の名のもとに、これを補助する國家主義の鼓吹その他政治上の目的に應用する虞があるため、本条の後段で、これを禁止することとを規定したのである。しかし、國、地方団体の施設として当然行うべきものには、公の財政より經費を支給し得ること等は言をまにぬ。

泉子（松十三次）著 註解日本國憲法（法學協會）

本条後段は、私的の教育、慈善又は博愛の事業に對する支出又は供用に関する。この場合は事業について考へられるから、ある個人や団体がこの種の事業を行つていて、他の事業との關係を援助を受けることは差支ない。例之は、教育と同時に行つてゐる施設が、研究の方面で國庫の補助を受けるが如し。

教育事業とは、学校又はこれに類した施設によつて、特定の範囲の受給者に対し
て継続的・体系的に教育を施す。したがつて教育基本法をいう教育などより狭い概念で
ある。(同法では家庭教育なども教育に数える)例をば一般大衆に対する知識の宣伝
啓蒙や産業技術の普及などのためにする講義、放送、出版等は教育ではない。又社
会教育施設ともいえる図書館や博物館の経営も教育事業とは認められないと思ふ。
その他運動競技の普及や体育大会の開催も、教育事業とはならないといふべきであ
る。(社会教育法第三條は、体育及びレクリエーション活動をも社会教育と規定する
ため、日本体育協会が国民体育大会を単独主催するについて、国又は地方公共団体
が補助金を支出できるかに關して問題があつた。)

(二) 公の支配に属しない事業に關つてこの禁止がある。たとひの程度に国家より公共
団体となつたが、公の支配に属するといふことが問題である。(以下省略)
しかし、公の支配を徹底すれば、およそ事業の私的自主性とは相容れないもので、
單に取締的な監督に服する程度では不十分なることになる。即ち、その事業の経営管
理に關して、全面的に国家又は公共団体の支配が及ぶその政策が浸透するようにな
るでなければならぬ。したがつてその物的施設も公の計画にしたがつて行われ
又人事もその監督監督を直接公の機関が掌ることが必要であつて、いわゆる公团的
なものでなければならぬことになる。このように考へれば、現在では公の支配に
属するこの種の私的事業といふものは見当らないことになるであらうが、本条の

わういは、正にそこにあるのである。即ちこの種の事業は公のものか、私的なものか
二つに割りきつてしまふ趣旨なのである。(中略)

したがつて、現在建設の公の監督にかなひ私立学校や社会事業に補助金を交付し
たり、無償で公有財産を貸与したりすることはできないといわなければならぬ。
この点で私立学校法第五九條が国又は地方公共団体が学校法人に対し補助金を支出
し、又は通常の条件より有利な条件で貸付金を出すこと等を認め、社会福祉事業法
第五六條が社会福祉法人の施設の復旧のために同様に補助金、貸付金をすることに
認めるのは本条に違反するといふ外は、あるまい。ただし私立学校にしろ(私立学校
法一条)、社会福祉法人にしろ(社会福祉法一条)、社会福祉事業法にしろ(社会福祉
法一条)、いずれも自主性を尊重することから、これは完全なる公の支配の専断
とは正面から相容れないからである。むしろむしろの事業が国又は、公共団体の
ために法律上の義務を負い、又はその個別的要求に基いてある義務を行ふときに、
これに伴う費用や設備金の交付を受けることは妨げない。

(三) 公金その他の公の財産とは、直接又は間接に国又は公共団体に帰属する財産を
意味する。日本国有鉄道又は専売公社のような公共企業体又はかつての持株会社置
理委員会のような法人形式の行政機関の財産も、實質上国の財産である。その他特別
の金庫や財団を屬して支出すること、本条を濫用するものとして許されない。但
し法的に国又は公共団体と帰属するに當つて、最初から一定の目的のために管理
使用すべき目的の定められた財産は、一種の信託財産であつて、實質上は公の財産

ではないから、その目的として、かつて支出使用することは妨げない。
清宮四郎著 憲法（法律全集第3巻） 有斐閣

右の憲法の規定について、もつと問題になるのは、「公の支配に属しない事業」とは何を意味するかである。種々の説が打ち出されているが、固まれば地方公共団体の願望、指導によって、組織、運営の自主性が失われていなければ、公の事業と解すべきであらう。これに対し、人事、予算、事業の執行などについて、自主性を失つてみられるほどの強い監督を受けるものは、公の支配に属する事業である。

現行法の例によると、私立学校は、学校法人に対し、補助金等の助成を受けるのに関連して、所轄庁は業務または会計に關し報告を徴すること、助成の目的等に照して不適当であると認めるときは、更なる報告すること、違法の行為をした役員、職員を解任を報告することができること（私立学校法（昭和九年法律第26号）第25条）また社会福祉事業法（昭和九年法律第115号）第21条にも同じような規定がある。しかし、この種々の監督では事業はなお自主性をもち、公の支配に属するものとはみられないから、助成との関係からみて、憲法上の意義が疑われる。

憲法の規定は、公的な財政的援助に伴い、私的事業の自主性を害することと観づて設けられたものであろうが、援助を受ける以上は事業の自主性は認めず、事業の自主性を認める以上は援助はしないと割り切っている憲法の趣意そのものが、立法論としては、問題である。わが國の私立学校経営の実質はこれに対する反動材料を与えていている。

三、教育、社会教育、社会教育関係団体の解釈

—法令、通達等よりの按察—

教育

教育の目的（教育基本法第1条）

教育は、人格完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充たされ心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の方針（教育基本法第2条）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化創造と発展に貢献するように努めなければならない。

教育の機会均等（教育基本法第3条）

① すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものとして、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は内地に

よって、教育上差別されない。
② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。

社会教育（教基法第七条）

① 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

宗教教育（教基法第九条）

① 宗教に対する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

教育行政（教基法第十条）

① 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

文部省の权限（大郡省設置法第五条十二）

教育へ当校教育及び社会教育という、以下同じ。）、学術及び文化の振興に関し調査し、及び企画すること。

2 社会教育

社会教育へ教育基本法第七条）

① 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。

社会教育の定義（社会教育法第二条）

この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭二二）法律二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育の定義（大郡省設置法第二条六）

「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対

する教育、生活向上のための職業教育及び科学教育、運動競技、レクリエーション並
びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動という。

社会教育局の事務（文部省設置法カ十條ニ）

社会教育（国民の文化的生活上のための活動を含む。以下この条において同じ。）
の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
（参考）

文化の定義（文部省設置法カ二條ハ）

「文化」とは、芸術及び国民娯樂、文化財産保護法（昭二五、法律カ二一四号）
に規定する文化財、出版及び著作財産並びにこれらに關する国民の文化的生活上
のための活動をいう。

「地方税法カ七八條の「社会教育関係団体」の解釈について」（昭和二五、一〇、二五）
又社社カ四〇九号社会教育局長より都道府県教育委員会あて通達より（）

「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、勤労の場合、そ
の他社会において、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（本
旨及びレクリエーションの活動を含む）をいい、教育の目的に達しないこと及びそ
の活動が継続的であることと要する。なお、ここにいう教育の目的とは、教育基本法

カ一條に規定するものという。

社会教育関係団体

社会教育関係団体の定義（社会教育法カ十條）

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問はず、公の支配に属
しない団体で、社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものという。

「地方における社会教育団体の組織について」（昭二五、一四、発社カ一九七号）
社会教育局長より都道府県知事あて通達より（）

都道府県は、社会教育協会その他社会教育諸団体より要請ある場合、官庁として
は如何なる形においても青年団、成人の団体、又は居住地域単位等の団体等、特定の団
体を協力で統制すべきものではない。

「地方税法カ七八條の「社会教育関係団体」の解釈について」（昭二五、一〇、二五）
又社社カ四九〇号社会教育局長より都道府県教育委員会あて通達より（）

「社会教育団体」とは、左の各号の条件を具備した団体である。

- 一、社会教育法カ一五條カ二項カ二号の規定によつて、社会教育関係団体の代表者
を社会教育委員として推せんした団体であること。

、特定の政治色、宗教色等を帯びず、政治活動、宗教活動等とその主たる目的としないものであること。

ニ、「公の支配に属しない団体」(社会法第一の条社会教育関係団体の定義)とは、同又は地方公共団体の機関が、これに対して決定的な支配力をもたないこと。即ち、その構成、人事、内容および財政等について公の機関から具体的に発言、指導又は干渉されることがなく、団体自らその主体的意志に基づいてその事業を行うものをいう。

ロ、(社会教育の真に増進のため省略する)

三、いずれの場合も社会教育関係団体に該当する。

(注)「いずれの場合も」とは、照会文中のイ、PTA、ロ、日本体育協会及び東京都体育協会、ハ、日本体育協会加盟団体、ニ、東京都体育協会加盟団体という。

「社会教育関係団体と教育委員会との関係について」(昭二七、二六、文社社、五、一七号社会教育局長より都道府県教育委員会あて通達より)

(一) 社会教育関係団体(たとはPTA、婦人会、青少年団体等)

(二) 社会教育関係団体は、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする公の支配に属しない民主的な団体である。

四、補助金交付等に関する法令

ノ、公金支出の禁止等

(公の財産の支出、又は利用の制限)

憲法第八九条、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(宗教、慈善、教育等の事業に対する公金支出の禁止)

地方自治法第三三〇条、普通地方公共団体は、宗教上の組織若しくは団体の便宜、若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、公金を支出してはならない。

(宗教、慈善、教育等の事業の利用に供することの禁止)

地方自治法第三二二条、普通地方公共団体の財産又は營造物は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供してはならない。

社会教育法第三三条、国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えるてはならない。

(財政制度の基本原則)

憲法第八三条、国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなればならない。

(国費の支出及び国の債務負担)

憲法第八五條、国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要

（前項のなか、管理）
財政法第... 国の財政は、主として、その地方自治体、その他支出手続として、
2. 国の財政は、常に、その地方自治体の財政に、その地方自治体の財政に、
2. 補助金の交付

（補助金の交付）

地方財政法第... 国は、その施策を行うため、特別の必要があるとき、又は地方
公共団体の財政上特別の必要があるとき限り、当該地方公共団体に対して、補
助金を交付することができる。

（寄附又は補助）

地方自治法第... 普通地方公共団体は、その公道上必要がある場合においては、寄附
又は補助をすることが出来る。

3. 社会教育法、その他の法令に基づく、社会教育関係の補助補助

（国の地方公共団体に対する援助）

社会法第... 前条の任務を達成するため、国は、この法律及び他の法令の定めるところ
により、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的補助並びに物資の提供及び
のあつたを行ふ。

（文部大臣及び教育委員会との関係）

社会法第... 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、

専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2. 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に
関する事業に必要なる物資の確保につき援助を行う。

（一）公民館に対する補助補助

（公民館の補助その他の援助）

社会法第... 国庫は公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従いその
管に要する経費の補助その他必要の援助を行う。

社会法第... 前条の規定により国庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置す
る市町村の長の各号の経費の前年度における清算額を基準として行うものとする。

一 公民館の職員に要する経費

二 公民館における基本的事業に要する経費

三 公民館に備え付ける図書その他の教育設備に要する経費

2. 前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は政令で定める。

（公民館運営費補助申請書の提出）

社会法
施行令 第一条 要約

前年度清算額を基準とし市町村より都道府県教育委員会を経て文部大臣に提出する。

(公民館に対する国庫補助の基準となる経費の範囲)
社会教育法第三十条要約

(1) 公民館の職員に要する経費

もつぱら公民館の事業に従事するものの給料、青年学級主事、同講師、同補佐を除く。(本庫のみ)

(2) 公民館における基本的事業に要する経費

受講料を徴集しないで一会計年度一八日以上開設した定期講座に要した経費

(3) 公民館に備え付けの図書等の経費

○ 公民館に備え付けの図書

○ 視聴覚教育及び本館のための器材、器具

青年学級のための教材を除く。

社会教育法第三十七条 都道府県が地方自治法第三十一条の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において文部大臣は、政令の定めるところによりその補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要の事項につき報告を求めることができる。

(公民館に対する都道府県補助についての報告)

社会教育法第四十条 要約

報告事項 当該年度の九月末日まで

(1) 公民館の設置運営の概況

(2) 公民館運営補助額の明細

(3) 公民館運営費補助に関する都道府県の条例又は補助の方法

(資料及び報告)

地方教育法第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基づいて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部大臣は地方公共団体の長、又は教育委員会に対し、都道府県教育委員会は市町村長又は市町村委員会に対しそれぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

社会教育法第三十八条 国庫の補助を受けし市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分と違反したとき

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき

三 補助金交付の条件と違反したとき

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

(参考)

公民館の目的

社教法第ニ〇条

公民館の事業

社教法第ニ二条

公民館の運営方針

社教法第ニ三条

補助金等の予算執行

補助金等に係る予算の執行に関する法律、特に第一七〇二二条

(補助金等の返還等)

その他公民館に対する現法上の特別措置 要約

(ウ) 公益法人の設置する公民館事業に対しては、収益事業以外の所得に対しては法人税を課さない(法人税法五条)

(ロ) 公民館を設置する公益法人には、所得税を課さない(所得税法三条)

(イ) 公、私立公民館が主催する催物で一定条件に該当する場合(演劇、演芸、スポーツ、見世物、博覧会であること、課税しないものにより行われるものであること等)には入場税を課さない(入場税法八条、同法施行令六条)

(ニ) 市町村立公民館の設備で特定のものには免税される(物品税法一三条三号、同法規則二六条一一号)

(三) 図書館に対する補助

(一) 図書館補助を受けるための公立図書館の基準

図書館法第一九条 国から第二〇条の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図

書館の設置及び運営上の最低の基準は、文部省令で定める。

(二) 文部省令(同法施行規則二〇二二条)

(公立図書館に対する補助その他の援助)

図書館法第二〇条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従

い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

図書館法第二一条 文部大臣は、前条の規定による補助金を交付する場合には、当該補助金を受ける地方公共団体の設置する図書館が第二九号に規定する最低の基準に達しているかどうかを審査し、その基準に達している場合にのみ、当該補助金の交付をしなければならない。

図書館法第二二条 第二〇条の規定による補助金の交付は、図書館を設置する地方公共団体の各年度における図書館に備えつける図書館資料に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

二 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は政令で定める。

(補助金交付の基準となる経費の範囲)

図書館法第二三条 要約

(イ) 図書館資料の購入に要した経費

(ロ) 図書館の館長及び専門的職員の給料に要した経費(諸手当を除く)

(ハ) 図書館本仕の用に供する建物の維持に要した経費及び当該建物の減価償却費とする。

(三) 博物館に対する補助
博物館法第二十四条 国は、博物館の健全な発達を奨励するため必要と認めるときは、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内で、その維持運営に要する経費について補助金を交付し、その必要な援助を行う。

博物館法第二十五条 前条の規定による補助金の交付は、博物館を設置する地方公共団体の各年度における博物館の維持運営に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2. 前項の経費の範囲及び補助金交付の手段に關し必要な事項は政令で定める。

(補助金交付の基準となる経費等の範囲)

博物館法第二十六条 要約

(一) 博物館資料の収集、保管（買収を含む）展示及び調査研究に要した経費

(二) 館長、学芸員及び学芸員補の給料（諸手当を除く）に要した経費

(三) 直接博物館の用に供する施設及び設備の維持に要した経費

(四) 青年学級に対する補助

(青年学級に対する国の補助)

青年学級法第一八条 国は、左の各号に掲げる要件をそなえる青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内でその運営に要する経費の三分の一以内を補助する。

一 学級生が三〇人以上であること。

二 開設期間が一年以上であること。

三 学習時間数が年間百時間以上であること。

四 学習が継続的に行われること。但し、当該地方の事情によりその継続が困難であると認められる期間については、この限りでない。

五 次条各号の一に規定する資格を有する青年学級主事が担当すること。

六 第三号の条第一項各号の一に規定する資格を有する青年学級講師三人以上が担当すること。但し、青年学級講師三人のうち一人は、同条第二項各号一「青年学級講師補佐の資格」の一に規定する資格を有する青年学級講師補佐をもつて足りる。

(国が補助する経費の範囲)

青年学級法第二十一条 要約

(一) 青年学級主事 青年学級講師 及び青年学級講師補佐の給与又は報酬に要する経費

(二) 青年学級のための教材に要する経費

(三) へき地社会教育に対する補助

(市町村の補助)

へき地教育振興法第三十条 市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に應じ、左に掲げる事業を行う（各号略）

三 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するその施設の施設をへき地学校に設けること。

(国の補助)

へき地教育振興法第七条 国は、市町村が行う第三条各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する引分を除く）について、その二分の一を補助する。

(2項省略)

3 前二項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準は、政令で定める。

（社会教育用施設の設置に掲げる事務に要する経費の範囲及び算定基準）

へき地教育振興法 第二章 要約

10 当該施設の建築の工事費及び事務費とする。

（工事費は一定基準、事務費は工事費の百分の一）

（社会教育関係施設に對する補助助成）

（全国及び関係ある運動競技事業に對する補助）

本法附則6 第一三条の規定は、国が、社会教育関係団体で、運動競技に關する全国的及び國際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に關し必要な経費について行う補助に關しては、各々の間適用しないものとする。

（事業費の非課税の範囲）

地方税法第七二条の四

(1項省略)

2 道庁等は、左の各号に掲げる事業に對しては、事業費を課することができない。

一 學術研究、学校教育、社会教育等に關する出版物を發行する出版業で政令で定めるもの及びもつぱら教育の用に供する映画を製作する事業で政令で定めるもの

(註) 政令 同法施行令一七条

八 もつぱら家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育に資することとる目的とする出版物

(課税例外)

入場税法第八条 別表の上欄に掲げる者が主催する催物が左の各号に掲げる条件に該當する場合において第三項の規定による承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については入場税を免除する。

一 当該催物が演劇、演芸、音楽、スポーツ、見世物、展覧会又は博覧会であること。

二 当該催物が学生、生徒、児童その他当該催物と同じ種類の催物に参加することを経験しない者により行われるものであること。

三 当該催物に係る純益の金額が別表の下欄に掲げるもののため支出されること。

四 当該催物に参加し、又は関係する者が何らの報酬を受けないこと。

(以下省略)

別表

主 題	支 出 先 又 は 支 出 の 目 的
(一) 三、五、一、二(省略) 四 社会教育法第一〇条の社会教育関係団体 体、又は同法第一二条の公民館	学校、社会教育関係団体又は公民館が行 う、青年学級、日本赤十字社がその目的 を達成するために行う業務(社会教育を 含む) 以下 省 略

々 補助金等の臨時特例

(一) 社会教育法に基く補助の特例

(補助金等の臨時特例等に關する法律)

昭 和

臨時法

昭二九、五二八

法 一、二九

施行昭和二九、五二八
 適用昭和二九、四一

臨時法第一二条 公立の公民館に關する国の補助については、社会教育法第三五条及び第三六
 条へ公民館の補助その他の援助の規定により、次項及び第三項に定めるところによる。

2 国は公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について
 その一部を補助することができる。

一 公民館の施設に要する経費

二 公民館に備え付ける図書その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他の補助金の交付に關し必要事項は、政令で定める。

(二) 図書館に基く補助の特例

(図書館法に基く補助の特例)

臨時法第三二条 公立図書館に關する国の補助については、図書館法第三〇条及び第三二条へ

公立図書館に対する補助その他の援助の規定により、次項及び第三項に定めるところ
 による。

2 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費
 について、その一部を補助することができる。

一 図書館の施設に要する経費

二 図書館に備え付ける図書館資料その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他の補助金の交付に關し必要事項は、政令で定める。

(三) 博物館法に基く補助の特例

(博物館法に基く補助の特例)

臨時法第五二条 公立博物館に關する国の補助については、博物館法第二十四條及び第二十五
 條へ補助金の交付その他の援助の規定により、次項及び第三項に定めるところによる。

2 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費
 について、その一部を補助することができる。

一 博物館の施設に要する経費
二 博物館に属する博物館資料その他の収蔵に要する経費
三 前項の経費の範囲その他の補助金の交付に關し必要事項は、政令で定める

(国庫補助申請書の提出)

閣特法施行令第一條 公民館、図書館又は博物館を設置する地方公共団体が、補助金等の臨時特別等に關する法律(以下「法」といふ)第三條ハ社会教育法に基く補助の特例、第三條ハ図書館法に基く補助の特例、又は第五條ハ博物館法に基く補助の特例の現定による補助金の交付を受けようとするときは、当該地方公共団体の長は、又都大臣が定める様式による国庫補助申請書を、又都大臣が定める期日までに又都大臣に提出しなければならない

254 廣 省 昭

へ施設に要する経費の範囲

臨時法第三條 法第三條第一項第一号、法第三條第二項第一号又は法第五條第三項第一号に規定する経費の範囲は、都道府県の教育委員会が標準的な施設と認めらるるものであつて文部大臣の審査を経た施設の設置に要する本工事費、附帯工事費及び事務費とする。

(収蔵に要する経費の範囲)

臨時法第三條 法第三條第一項第一号、法第三條第二項第一号又は法第五條第三項第一号に規定する経費の範囲は、左に掲げるものとする。

一 公民館の設備費、公民館に属する図書及び社会教育のための添付器具の購入に要する経費

二 図書館の設備費、図書館に属する図書、図書館資料及びその利用のための添付器具の購入に要する経費

三 博物館の設備費、博物館に属する博物館資料及びその利用のための添付器具の購入に要する経費

臨時法第一條 この法律は、公布の日から起算して、この附則に特別の定めがある場合を除いて、昭和二十九年四月一日から適用する。

臨時法第二條 この法律は、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失う。但し、昭和三十一年度分及び昭和三十三年度分までの予算に係る補助金及び負担金については、同日後もなおその効力を有する。

五 補助金等に係る予算の執行

(補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律)

臨時補助金法 (昭和三十一年七月二七、施行昭和三十一年九月二六)

(定義)

補助金第三條 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する款に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く負担金を除く）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けたりは給付金であつて法令で定めるもの

（2）項及び3、項省略）

メ この法律において「國際補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 國以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金を、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ当該補助金等の交付の目的に依つて交付するもの

（二）省略）

ヘ この法律の目的

補助金法第一条 この法律は、補助金等の交付の申請決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することにより、補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を關することを目的とする。

（不当干渉等の防止）

補助金法第二十四条 補助金等の交付に關する事務その他補助金等に係る予算の執行に關する事務に依する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するために必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者